日 調 連 発 第 ８ ６ 号
平成２４年７月１３日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の様式変更及び移行方法に関する
総務省から都道府県への事務連絡について（参考送付）

本年 7 月 9 日から施行された住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成 21 年法律第 77 号)に伴い、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（以下「職務上請求書」という。)」（日調連会則施行規則第 17 条第 4 項に定める附録第 12 号様式）の新様式による取扱いが開始されたところでありますが、この度、総務省から別添 1 及び別添 2（土地家屋調査士に関係する部分を抜粋）のとおり各都道府県あて事務連絡を発信した旨連絡がありましたので、参考までに送付します。

別添1

事　務　連　絡
平成２４年６月２７日

各都道府県市区町村担当課　御中

総務省自治行政局住民制度課

住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行後における特定事務受任者の申出書類等について

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成２１年法律第７７号）、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（平成２２年政令第２５３号）及び住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令（平成２２年総務省令第１１３号）が平成２４年７月９日から施行され、外国人住民も住民基本台帳制度の対象となることに伴い、特定事務受任者の所属する会が発行する住民票（戸籍の附票）の写し等の交付を申し出る書類（以下「統一申出書様式」という。）について、様式の変更を行うとして、今般、別添のとおり、各士業に係る全国的な連合組織から、それぞれの士業についての統一申出書様式の送付を受けましたので、転送します。

なお、これらの統一申出書様式については、市区町村においても、不正な申出を防止するため、所属会（全国的な連合組織を含む。）の発行によるものであること及び申出者の資格、氏名、登録番号、事務所所在地など、当該申出者が特定事務受任者である旨の厳格な確認が求められるものですが、一方で下記の注に記載する事項については、柔軟な取扱いをすることが適当と考えておりますので、御留意願います。

貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨周知くださるようお願いいたします。

（注１）　統一申出書については、戸籍法に係る申出書類と併せて様式を作成していることなどのため、名称が「請求書」となっていたり、住民基本台帳法の関係条項の引用が厳密さを欠く場合もあるが、これらに関しては、市区町村において、適宜、法令の関係規定に照らし、必要な読み替えを行い、申出者の実質的な意図を踏まえた判断を行うこと。

（注 2） 今回送付する統一申出書様式の使用に際して、各士業における事情にかんがみ、本年７月９日から完全な切り替えを行うのではなく、一定の経過措置期間を必要とする場合もあるが、こうした士業に係る統一申出書に替わって、必要最小限の範囲で、従来の請求書様式を用いることもやむを得ないこと。この場合、従来の様式が、法令の規定に基づく記載事項と対応していないときは、適宜、追加・修正等を行い、必要事項を記載させるよう取り扱うこと。なお、各士業に係る具体の取扱いについては、別途事務連絡にて通知すること。

添付書類

様式１　日本弁護士連合会（弁護士）
様式２　日本司法書士会連合会（司法書士）
様式３　日本土地家屋調査士会連合会（土地家屋調査士）
様式４　日本税理士会連合会（税理士）
様式５　全国社会保険労務士会連合会（社会保険労務士）
様式６　日本弁理士会（弁理士）
様式７　日本海事代理士会（海事代理士）
様式８　日本行政書士会連合会（行政書士）

（総務省連絡先）
総務省自治行政局外国人住民基本台帳室
吉本、平野
電話：03－5253－5397
FAX：03－5253－5520

様式3

〇〇－６Ａ－〇〇〇〇〇〇

戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書

長　殿　　平成　　年　　月　　日

請求の種別	戸籍・除籍・原戸籍　謄本・抄本　通 住民票・除票・戸籍の附票の写し・住民票記載事項証明書 住民基本台帳の閲覧	
(1) 本籍・住所		
(2) 筆頭者の氏名・世帯主の氏名		
(3) 請求に係る者の氏名・範囲生年月日	(フリガナ) 氏名 生年月日　明治・大正・昭和・平成　西暦　　年　　月　　日	範囲
(4) 住基法第１２条の３第７項による基礎証明事項以外の事項		
利用目的の種別	請求に際し明らかにしなければならない事項	
1 土地家屋調査士法第３条第１項第２号に規定する審査請求の手続についての代理業務並びに同項第４号及び第７号に規定する代理業務に必要な場合（戸籍法第１０条の２第４項、住基法第１２条の３第２項及び第４項第５号括弧書き）	事件及び代理手続の種類並びに戸籍の記載事項、住民票の写し等の利用目的	
2 上記１以外の場合で受任事件又は事務に関する業務を遂行するために必要な場合（戸籍法第１０条の２第３項、住基法第１２条の３第２項及び第４項第５号括弧書き以外）	事件の種類： 依頼者の氏名又は名称： 依頼者について該当する事由　戸籍法第10条の2第1項：□1号　□2号　□3号 住基法第12条の3第1項：□1号　□2号　□3号 上記に該当する具体的事由	
(5) 請求者 事務所所在地 事務所名（法人名） 資格・氏名 電話番号 登録番号・認定番号	〇〇県土地家屋調査士会所属 職印 土地家屋調査士 電話番号　（　　）　－ 登録番号 第　　号　民間紛争解決手続代理関係業務認定番号 第　　号	
(6) 使者（補助者） 事務所所在地 氏名	印	

［ 本用紙の使用方法についてのお問い合わせは、〇〇県土地家屋調査士会事務局　電話(〇〇〇)〇〇〇－〇〇〇 ］

（注）(1)(2)欄…　戸籍謄本等、又は戸籍の附票の写しの請求の場合は、本籍・筆頭者を、また、住民票の写し等の請求の場合は、住所・世帯主を記載する。

(3)欄…　戸籍の抄本・記載事項証明又は住民票の写しの請求の場合は、請求に係る者の氏名を、また住民基本台帳の閲覧の請求の場合は、請求に係る者の範囲を記載する。外国人住民にあっては通称を含む。

(4)欄…　住基法第１２条の３第７項による基礎証明事項以外の事項とは、世帯主との続柄、戸籍の表示等、住基法第７条第４号・第５号及び第９号から第１２号まで及び第１４号に掲げるものをいう（外国人住民にあっては、同法第７条４号、第１０号から第１２号及び第１４号、国籍・地域、第３０条の４５の表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下段に掲げる事項に掲げるものをいう）。外国人住民について基礎証明事項のほかに在留資格等の記載を求めるときは、利用目的等をより詳細に記載する。

(5)欄…　土地家屋調査士法人が請求する場合は、法人の名称及び事務所の所在地、代表者氏名及び届出番号を記載する。利用目的の種別１の７号で請求する場合は民間紛争解決手続代理関係業務認定番号（法人の場合は社員の同認定番号）を記載する。

http://www.chosashi.or.jp/

〔日本土地家屋調査士会連合会統一用紙〕

別添2

事　務　連　絡
平成２４年６月２７日

各都道府県市区町村担当課　御中

総務省自治行政局住民制度課

住民票の写し等を請求する際に旧様式の特定事務受任者の申出書類を用いる士業等について

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成２１年法律第７７号）等の施行に伴う各士業の新しい統一申出書様式に関しては、平成２４年６月２７日付け事務連絡（住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行後における特定事務受任者の提出書類等）において連絡したところです。

当該事務連絡の中では、新様式の使用に関して、各士業における事情にかんがみ、本年７月９日（施行日）から完全な切り替えを行うのではなく、一定の経過措置期間を必要とする場合もあるとした上で、こうした士業に係る統一申出書に替わって必要最小限の範囲で、従来の請求書様式を用いることもやむを得ないとしたところです。

今般、この取扱いに関して、各士業団体より必要事項につき、総務省あて連絡を受けましたので、転送いたします。

貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨周知くださるようお願いいたします。

添付書類

別添１　日本弁護士連合会（弁護士）

○施行日である本年７月９日以降、新様式を使用するが旧様式も継続して使用することとしたこと（併用期間の期限は設けない。）。

○旧様式による申出の場合は、法律上明らかにする必要がある項目については適宜追記すること等により対応することとしたこと。

別添２　日本司法書士会連合会（司法書士）

○施行日後、本年９月３０日までは旧様式を利用することとし、７月２３日から新様式を利用することとしたこと。ただし、７月２３日から９月３０日までの間は新旧様式を併用することとしたこと。

○旧様式による申出の場合は、法律上明らかにする必要がある項目については適宜追記すること等により対応することとしたこと。

別添３　日本土地家屋調査士会連合会（土地家屋調査士）

○施行日後、平成２５年７月８日までは新旧様式を併用することとし、平成２５年７月９日からは新様式のみを利用することとしたこと。

○上記併用期間中は、旧様式による申出の場合は、法律上明らかにする必要がある項目については適宜追記すること等により対応することとしたこと。

別添４　日本税理士会連合会（税理士）

○施行日後、平成２５年３月３１日までは新旧様式を併用することとし、平成２５年４月１日からは新様式のみを利用することとしたこと。

○上記併用期間中は、旧様式による申出の場合は、法律上明らかにする必要がある項目については適宜追記すること等により対応することとしたこと。

別添５　全国社会保険労務士会連合会（社会保険労務士）

○施行日後、本年１０月３１日までは新旧様式を併用することとし、１１月１日からは新様式のみを利用することとしたこと。

○上記併用期間中は、旧様式による申出の場合は、法律上明らかにする必要がある項目については適宜追記すること等により対応することとしたこと。

別添６　日本行政書士会連合会（行政書士）

○施行日後、平成２５年３月３１日までは新旧様式を併用することとし、平成２５年４月１日からは新様式のみを利用することとしたこと。

○上記併用期間中は、旧様式による申出の場合は、法律上明らかにする必要がある項目については適宜追記すること等により対応することとしたこと。

※　日本弁理士会（弁理士）及び日本海事代理士会（海事代理士）については、併用期間は設けず、施行日である７月９日から新様式のみを使用する。

（総務省連絡先）
総務省自治行政局外国人住民基本台帳室
吉本、平野
電話：03－5253－5397
FAX：03－5253－5520

別添3

日調連発第５４号
平成２４年６月７日

総務省自治行政局住民制度課長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会
会　長　　竹　内　八十二

住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う戸籍謄本・住民票の写し等
職務上請求書の様式変更及び移行方法について

当連合会の会務運営につきましては、ご指導ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）が本年7月9日から施行されることに伴い、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（以下「職務上請求書」という。）」（日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則第17条第4項に定める附録第12号様式）を別添1のとおり改正したところであります。

また、上記の改正に伴い、当連合会又は各土地家屋調査士会において、早急に、新様式による職務上請求書の印刷に取りかかることとなりますが、発注における諸事情や会員への新様式の頒布等を勘案して、下記のような移行方法による取扱いをしたいと考えております。

つきましては、上記の改正及び取扱いについて、ご理解を賜りたく、この旨ご報告いたします。

記

1　平成24年7月9日から、新様式による職務上請求書の使用ができるとすること。

2　平成25年7月8日までの間は、新旧様式による職務上請求書を併用できるとすること。（平成24年7月9日から、1年間を移行期間とする。）

3　平成25年7月8日までの間は、旧様式による職務上請求書（別添2）を使用して外国人住民に係る交付請求をする場合は、生年月日は西暦を用いること、基礎証明事項以外の記載を求めるときは利用目的等をより詳細に記載又は別紙を添付する方法をとることとすること（記載例：別添3）。

4　平成25年7月9日以降は、新様式のみにより交付請求をすることを、会員に周知徹底すること。

別添１

○○－６Ａ－○○○○○○

戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書

長　殿　　平成　　年　　月　　日

請求の種別	戸籍・除籍・原戸籍 ／ 謄本・抄本 ／ 住民票・除票・戸籍の附票の写し・住民票記載事項証明書 ／ 住民基本台帳の閲覧	通
(1) 本籍・住所		
(2) 筆頭者の氏名・世帯主の氏名		
(3) 請求に係る者の氏名・範囲・生年月日	(フリガナ) 氏　名 生年月日　明治・大正・昭和・平成　西暦　　年　　月　　日	範囲
(4) 住基法第１２条の３第７項による基礎証明事項以外の事項		
利用目的の種別	請求に際し明らかにしなければならない事項	
1 土地家屋調査士法第３条第１項第２号に規定する審査請求の手続についての代理業務並びに同項第４号及び第７号に規定する代理業務に必要な場合（戸籍法第１０条の２第４項、住基法第１２条の３第２項及び第４項第５号括弧書き）	事件及び代理手続の種類並びに戸籍の記載事項、住民票の写し等の利用目的	
2 上記１以外の場合で受任事件又は事務に関する業務を遂行するために必要な場合（戸籍法第１０条の２第３項、住基法第１２条の３第２項及び第４項第５号括弧書き以外）	事件の種類： 依頼者の氏名又は名称： 依頼者について該当する事由　戸籍法第10条の2第1項：□1号　□2号　□3号 住基法第12条の3第1項：□1号　□2号　□3号 上記に該当する具体的事由	
(5) 請求者 事務所所在地 事務所名（法人名） 資格・氏名 電話番号 登録番号・認定番号	○○県土地家屋調査士会所属 職印 土地家屋調査士 電話番号　（　　）　－ 登録番号 第　　号　民間紛争解決手続代理関係業務認定番号 第　　号	
(6) 使者（補助者） 事務所所在地 氏名	印	

［ 本用紙の使用方法についてのお問い合わせは、○○県土地家屋調査士会事務局　電話(○○○)○○○－○○○ ］

（注）(1)　(2) 欄…　戸籍謄本等、又は戸籍の附票の写しの請求の場合は、本籍・筆頭者を、また、住民票の写し等の請求の場合は、住所・世帯主を記載する。

(3) 欄…　戸籍の抄本・記載事項証明又は住民票の写しの請求の場合は、請求に係る者の氏名を、また住民基本台帳の閲覧の請求の場合は、請求に係る者の範囲を記載する。外国人住民にあっては通称を含む。

(4) 欄…　住基法第１２条の３第７項による基礎証明事項以外の事項とは、世帯主との続柄、戸籍の表示等、住基法第７条第４号・第５号及び第９号から第１２号まで及び第１４号に掲げるものをいう（外国人住民にあっては、同法第７条４号、第１０号から第１２号及び第１４号、国籍・地域、第３０条の４５の表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下段に掲げる事項に掲げるものをいう）。外国人住民について基礎証明事項のほかに在留資格等の記載を求めるときは、利用目的等をより詳細に記載する。

(5) 欄…　土地家屋調査士法人が請求する場合は、法人の名称及び事務所の所在地、代表者氏名及び届出番号を記載する。利用目的の種別１の７号で請求する場合は民間紛争解決手続代理関係業務認定番号（法人の場合は社員の同認定番号）を記載する。

http://www.chosashi.or.jp/

〔日本土地家屋調査士会連合会統一用紙〕

別添２

〇〇－５Ａ－〇〇〇〇〇〇

戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書

長　殿　　平成　　年　　月　　日

請求の種別	戸籍・除籍・原戸籍 ／ 謄本・抄本 ／ 住民票・除票・戸籍の附票の写し・住民票記載事項証明書 ／ 住民基本台帳の閲覧	通
(1) 本籍・住所		
(2) 筆頭者の氏名・世帯主の氏名		
(3) 請求に係る者の氏名・範囲生年月日	(フリガナ) 氏　名 生年月日　明治・大正・昭和・平成　　年　　月　　日	範囲
(4) 住基法第１２条の３第７項による基礎証明事項以外の事項		
利用目的の種別	請求に際し明らかにしなければならない事項	
1 土地家屋調査士法第３条第１項第２号に規定する審査請求の手続についての代理業務並びに同項第４号及び第７号に規定する代理業務に必要な場合（戸籍法第１０条の２第４項、住基法第１２条の３第２項及び第４項第５号括弧書き）	事件及び代理手続の種類並びに戸籍の記載事項、住民票の写し等の利用目的	
2 上記１以外の場合で受任事件又は事務に関する業務を遂行するために必要な場合（戸籍法第１０条の２第３項、住基法第１２条の３第２項及び第４項第５号括弧書き以外）	事件の種類： 依頼者の氏名又は名称： 依頼者について該当する事由　戸籍法第10条の2第1項：□1号　□2号　□3号 住基法第12条の3第1項：□1号　□2号　□3号 上記に該当する具体的事由	
(5) 請求者 事務所所在地 事務所名（法人名） 資格・氏名 電話番号 登録番号・認定番号	〇〇県土地家屋調査士会所属 職印 土地家屋調査士 電話番号　（　　）　－ 登録番号 第　　号　民間紛争解決手続代理関係業務認定番号 第　　号	
(6) 使者（補助者） 事務所所在地 氏名	印	

［ 本用紙の使用方法についてのお問い合わせは、〇〇県土地家屋調査士会事務局　電話(〇〇〇)〇〇〇－〇〇〇 ］

（注）(1)　(2) 欄…　戸籍謄本等、又は戸籍の附票の写しの請求の場合は、本籍・筆頭者を、また、住民票の写し等の請求の場合は、住所・世帯主を記載する。

(3) 欄…　戸籍の抄本・記載事項証明又は住民票の写しの請求の場合は、請求に係る者の氏名を、また住民基本台帳の閲覧の請求の場合は、請求に係る者の範囲を記載する。

(4) 欄…　住基法第１２条の３第７項による基礎証明事項以外の事項とは、世帯主との続柄、戸籍の表示等、住基法第７条第４号・第５号及び第９号から第１２号まで及び第１４号に掲げるものをいう。

(5) 欄…　土地家屋調査士法人が請求する場合は、法人の名称及び事務所の所在地、代表者氏名及び届出番号を記載する。利用目的の種別１の７号で請求する場合は民間紛争解決手続代理関係業務認定番号（法人の場合は社員の同認定番号）を記載する。

http://www.chosashi.or.jp/

〔日本土地家屋調査士会連合会統一用紙〕

別添３

○○－５Ａ－○○○○○○

戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書

○ ○ 市　　長 殿　　平成 ２４年 ７ 月 ○○ 日

請求の種別	戸籍・除籍・原戸籍　謄本・抄本 (住民票)・除票・戸籍の附票の写し・住民票記載事項証明書 住民基本台帳の閲覧	1 通
(1) 本籍・住所	東京都文京区音羽２丁目３０番地	
(2) 筆頭者の氏名・世帯主の氏名		
(3) 請求に係る者の氏名・範囲生年月日	(フリガナ) 氏名 金田 花子 生年月日 明治・大正・昭和・平成 西暦１９６０年 7月 8日	範囲
(4) 住基法第１２条の３第７項による基礎証明事項以外の事項	通称の記載及び削除に関する事項	
利用目的の種別	請求に際し明らかにしなければならない事項	
1 土地家屋調査士法第３条第１項第２号に規定する審査請求の手続についての代理業務並びに同項第４号及び第７号に規定する代理業務に必要な場合（戸籍法第１０条の２第４項、住基法第１２条の３第２項及び第４項第５号括弧書き）	事件及び代理手続の種類並びに戸籍の記載事項、住民票の写し等の利用目的	
2 上記１以外の場合で受任事件又は事務に関する業務を遂行するために必要な場合（戸籍法第１０条の２第３項、住基法第１２条の３第２項及び第４項第５号括弧書き以外）	事件の種類：土地調査測量（又は、土地地積更正登記、土地分筆登記） 依頼者の氏名又は名称： 甲 太郎 依頼者について該当する事由 戸籍法第10条の2第1項：☐1号 ☐2号 ☐3号 住基法第12条の3第1項：☐1号 ☐2号 ☑3号 上記に該当する具体的事由 甲から、甲所有の土地１番地の境界確定測量等を依頼され、法務局で隣地所有者を調査し、境界立会いをお願いしたところ、隣接土地所有者の一人である金田花子と連絡がとれず郵便物もあて名不在で、返送された経緯にあり、境界の確定のための境界の立会いを求めるべく同人の住所地及び通称の履歴を承知したい。	
(5) 請求者 事務所所在地 事務所名（法人名） 資格・氏名 電話番号 登録番号・認定番号	東京土地家屋調査士会所属 東京都千代田区三崎町１丁目２番地 日本土地家屋調査士事務所 土地家屋調査士 日本 三郎 職印 電話番号 (03) 3292 － 0050 登録番号 第 1295 号 民間紛争解決手続代理関係業務認定番号 第 0103 号	
(6) 使者（補助者） 事務所所在地 氏名	印	

［ 本用紙の使用方法についてのお問い合わせは、○○県土地家屋調査士会事務局 電話(○○○)○○○－○○○ ］

(注) (1) (2) 欄… 戸籍謄本等、又は戸籍の附票の写しの請求の場合は、本籍・筆頭者を、また、住民票の写し等の請求の場合は、住所・世帯主を記載する。

(3) 欄… 戸籍の抄本・記載事項証明又は住民票の写しの請求の場合は、請求に係る者の氏名を、また住民基本台帳の閲覧の請求の場合は、請求に係る者の範囲を記載する。

(4) 欄… 住基法第１２条の３第７項による基礎証明事項以外の事項とは、世帯主との続柄、戸籍の表示等、住基法第７条第４号・第５号及び第９号から第１２号まで及び第１４号に掲げるものをいう。

(5) 欄… 土地家屋調査士法人が請求する場合は、法人の名称及び事務所の所在地、代表者氏名及び届出番号を記載する。利用目的の種別１の７号で請求する場合は民間紛争解決手続代理関係業務認定番号（法人の場合は社員の同認定番号）を記載する。